

第36回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年5月22日(月) 午後4時から午後4時30分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	内田紀吉		
委員	1番	白石敏雄	2番	鈴木英子
	3番	齋藤典子	4番	和氣操
	5番	格和薫	6番	大島正良
	7番	平久井順一	8番	増渕由男
	9番	渡邊浩正	10番	永島誠一
	11番	齋藤好友	12番	石下福一郎
	13番	八木澤寛夫	14番	柳田実

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について (1ページ)
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について (2ページ)
- (4) 非農地証明願いについて (3ページ)
- (5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について (4～5ページ)
- (6) 地籍調査事業における農地の地目変更について (6～13ページ)

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	村上 治良
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

内田会長	本日は、ご苦勞さまです。白石委員が渋滞でもうすぐ到着ということで、出席委員が15名であり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。 それでは、ただいまから第36回矢板市農業員会総会を開催します。
議 長 (内田会長)	これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。 (議長一任の声有り)
議 長	ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。 それでは、7番平久井委員、13番八木澤委員を指名しますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声有り)
議 長	異議なしと認め、7番平久井委員、13番八木澤委員を議事録署名委員といたします。 続いて、付議事件(2) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明) 議案第1号は、乾燥機、収摺り機などの農業用倉庫用地として使用するため申請した案件です。以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。 次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第3班、班長14番柳田委員にお願いします。
14番渡邊委員	14番の柳田です。本日午前10時00分から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法第4条を1件、農地法第5条を2件、非農地証明願い2件の計5件の現地調査を実施いたしました。何ら問題ないと見て参りましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。
議 長	現地調査の総括的な報告が終わりました。 次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、11番斎藤委員にお願い

します。

11番斎藤委員

11番の斎藤です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第1号は、すでに農業用倉庫が建てられ15年程度経過しており、始末書も出ています。農業振興地域の白地であり、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第1号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第1号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(3) 議案第2号、第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。(議案書により説明) 議案第2号は、建売住宅を建設するため申請した案件です。議案第3号はコインランドリーを建設するため申請した案件です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、議案第2号の現地調査の詳細な報告を、14番柳田委員にお願いします。

14番柳田委員

14番の柳田です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第2号は、建売住宅の建築ということですが、周辺は宅地と道路しかなく、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、同じく14番柳田委員にお願いします。

14番柳田委員

14番の柳田です。現地案内図の同じく2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第3号は、コインランドリーの建築ということですが、周辺は工

場と道路しかなく、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第2号、第3号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第2号、第3号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(4) 議案第4号、第5号 非農地証明願いについてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の3ページをご覧ください。(議案書により説明)
議案第4号は、昭和44年頃に住宅を建築し、現在に至っています。
議案第5号は昭和61年5月頃に倉庫兼事務所を建設し現在に至っているという案件です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
次に、議案第4号の現地調査の詳細な報告を、12番石下委員にお願いします。

12番石下委員

12番の石下です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第4号は、都市計画の住居地域に入っており、始末書もあるとのことですので、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、同じく12番石下委員にお願いします。

12番石下委員

12番の石下です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第5号は、昭和61年に建設され、都市計画の近隣商業地域に入っており、始末書もあるとのことですので、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは

議案第4号、第5号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長 それでは、議案第4号、第5号について原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(5) 議案第6号～第8号 農用地利用集積計画に係る意見決定を議題に供します。事務局の説明を説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の4、5ページをご覧ください。(議案書により説明)
【議案第6号から議案第8号を議案書をもとに朗読】

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは議案第6号から第8号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長 議案第6号から議案第8号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
続きまして、付議事件(6) 議案第9号 地籍調査事業における農地の地目変更についてを議題に供します。事務局の説明を説明を求めます。

事務局長 地籍調査が終了し、議案第9号のとおり地目変更し、登記をする予定ですので、ご承知おきください。

議 長 これにつきましては、致し方ないと思われそうですが、いかがでしょうか。

(異議ありませんの声有り)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
以上で、本日の審議事項を終了することができました。
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

・平成30年度県農地利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について、直近3年の要望をつけたので、参考にしながら次回総会までに提出をお願いします。

議長

それでは以上を持ちまして、第36回農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

内田 紀彦

議事録署名委員

八木澤 寛夫

議事録署名委員

平久井 順一